



- 目次
- ①【お知らせ】 最近の法改正等の情報  
: 第6次改正 食品表示基準について
  - ②【事故予防】 近年の回収事故から学ぶ: 添加物使用基準違反
  - ③【案内】 基本を知る: 添加物の使用基準について
  - ④【Q&A】 疑問をほぐす: 商品容器の識別表示について
  - ⑤【コラム】 ちょっと深く、考える: 基準値の「未満⇒以下」の改正理由
  - ⑥【シリーズ】 海外編No.4: Country of origin labelling system Q&A(原原-9)

# 【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

## ◆第6次改正 食品表示基準の一部を改正する内閣府令(内閣府令第20号)

令和2年3月27日

主たる改正内容: 食品衛生法(指定成分等含有食品表示)、乳等省令(生水牛乳表示)の改正に関するもの、精米時期、漬物の内容量、栄養成分低い旨の基準

完全適用: 令和2年6月1日 ただし、精米時期(令和4年4月1日)、漬物の内容量と栄養成分低い旨の基準(令和2年3月27日)、業務用加工食品の表示の方式等(令和3年6月1日)。

■玄米及び精米(基準別表第24 表示事項)の事項名が食品ロスの観点から変更されました。

(現行)

調整年月日、精米年月日、輸入年月日



(改正後)

調整時期、精米時期、輸入時期

■農産物漬物の内容量表示が計量法の計量方法を反映した見直しのため変更されました。

■栄養成分又は熱量に係る低い旨の表示は国際整合性の観点等から基準値「未満」⇒「以下」に変更されました。

消費者庁HP食品表示に関するお知らせから抜粋

※続きはPage 1-2,3 (会員) で記載しています。

# 【近年の回収事故の分析】 2019年4月～2020年4月から抜粋

## 食品添加物の使用基準 違反事例

事件	時期	回収内容
スイートチリソース(製品輸入)で安息香酸ナトリウムの使用基準違反	2019. 4. 22	食品衛生法でチリソースに使用が認められていない安息香酸Naを使用した製品を輸入販売した可能性があるため。
発泡酒(ベルギービール)でソルビン酸カリウムの使用基準違反	2019. 12. 10	ソルビン酸Kを発泡酒の原材料であるシロップに基準値を超えて使用した。
佃煮(磯の海苔佃煮)でソルビン酸の使用基準違反	2020. 1. 22	保存料(ソルビン酸)の使用基準違反が判明した。
食肉製品(豚生フランク)の使用基準違反	2020. 4. 24	亜硝酸Naは亜硝酸根として、食肉製品にあってはその1kgにつき0.070gを超える量を残存しない基準で亜硝酸ナトリウムに対し、基準値を超えていた。

※解説はPage 2-2 (会員) で記載しています。

### F 使用基準

#### 添加物一般

1. 別に規定するもののほか、添加物の製剤に含まれる原料たる添加物について、使用基準が定められている場合には、当該添加物の使用基準を当該製剤の使用基準とみなす。
2. 次の表の第1欄に掲げる添加物を含む第2欄に掲げる食品を、第3欄に掲げる食品の製造又は加工の過程で使用する場合には、それぞれ第1欄に掲げる添加物を第3欄に掲げる食品に使用するものとみなす。

(表の一部抜粋)

第1欄	第2欄	第3欄
ソルビン酸、 ソルビン酸カリウム 及びソルビン酸カルシウム	みそ	みそ漬の漬物

使用基準を遵守した原材料を使用した最終製品において、当該最終製品に使用基準があったとしても違反となることはありません。

ただし、添加物一般2. の表に記載されてある亜硫酸塩、サッカリンCa/Na、ソルビン酸/K/Cと乳&乳製品については適法な原材料を使用した場合でも直接使用したと判断され違反となる場合があります。例えばみその漬物以外のその他の食品においてソルビン酸を含むみそを原材料と使用してもみそに含まれるソルビン酸が使用基準違反でなければたとえ当該食品にソルビン酸の不使用等の使用基準があったとしても最終製品に影響されないことを意味します。

※解説はPage 3-2 (会員) で記載しています。

## 【Q&A】疑問をほぐす 商品容器の識別表示について

### 【Q96】

外食・レストランで飲食する際に提供されるお手拭きです。飲食する際の手洗いは食中毒や新型コロナウイルスの予防対策の基本ですね。ここで、下記のプラスチックフィルムで包装されたお手拭きのリサイクルマーク(識別表示)について質問です。

当該リサイクルマークの表示において資源有効利用促進法に基づく識別表示の観点からご指摘ください。

表面



裏面



※ 解答と解説はPage 4-2,3,4 (会員) で記載しています。

今回食品表示基準において、栄養成分&熱量の低い旨の基準値が変更されました。元に戻ったといった方が良くかもしれません。その事実を下記に示します。

平成8年5月～

平成8年栄養表示  
基準制定される。

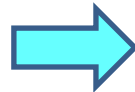
平成27年4月～

食品表示基準創設  
される。

令和2年3月～

同基準完全適用直  
前の第6次改正に  
より変更された。

基準値以下  
(基準値を超える  
場合はしては  
ならない。)



基準値未満



基準値以下

「未満」に変更された理由は確認できませんでした。

※ 解説はPage 5-2 (会員) で記載しています。、

インバウンドの方に日本の食品表示をご説明できるよう英語で表示を学ぶ。原料原産地表示制度

Q 9 Under the provisions of 2-(i) in the name of ingredients column in the chart in Article 3, Paragraph 1 of the Food Labelling Standards, in the case where the same types of ingredients are summarized and indicated, (such as “Vegetables (○○、△△)”), for which ingredients should the country of origin be labelled?

**Answer**

- 1 In the case where the same types of ingredients are summarized and indicated in such a way as “Vegetable (○○、△△),” for easier understanding by consumers or other reasons, for the most predominant ingredient by weight by ingredient unit, country of origin labelling is required.
- 2 Therefore, even if it is labelled as “Vegetables (○○、△△)” at the very top of the name of ingredients column, due to summarization, when comparing by units of ingredients used, if the ingredient labelled the second or later in the name of ingredients column is the largest by weight among the ingredients, regardless of the order of labelling, the relevant most predominant ingredient by weight should be labelled with the country of origin.

**Example)** When the weight of Vegetable is greater than Pork, but the weight of Pork is greater than Onion, Ingredients: Vegetable (Onion, Cabbage, Tomato), Pork  
(Produced in Country A)

↑ obligatory

消費者庁HP Countries of origin of ingredients will be listed for all processed foods!資料から抜粋作成

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2020年(令和2年)も実務に役立つ情報発信をして参ります。

## 月刊 こう食品法令 【2020年 4月号】

過去とまさにこの瞬間ととらえた現在をくよくよ思いめぐらすのは時間を無駄にしていることになる。過去と現在は運命的に変えることは出来ないからである。そのため過去と現在から未来のための教訓を引き出さなければならない。(ウィリアムBアーヴァイン:竹内和世 もりおゆう意識)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。